

元 国 第 227 号
令和元年5月15日

会津若松市国民健康保険運営協議会
会 長 中 澤 真 様

会津若松市長 室井 照平



会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 諮問内容

国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げる。

2. 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

3. 適用区分

改正後の条例規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

※報告案件

- ・会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(軽減所得判定の改正)
- ・会津若松市国民健康保険条例の一部改正について